

沼津市議会議長
高橋 達也 殿

未来の風
江本浩二
山下富美子
地方自治に民主主義を求める会
代表 吉田由美子
事務局 沓澤大三
賛同者 市内31名
市外7名
賛同署名簿別添

静岡県による審決の結果に基づく

沼津市議会の適切な処置を求める申し入れ

申し入れの理由

県知事は、沼津市議会が令和5年10月16日の行なった江本浩二議員に対する懲罰処分について、1次懲罰（陳謝）は「適法性は認められない」、2次懲罰（出席停止懲罰）は「適法性を認めることはできない」を理由として「処分を取り消す」との審決を下した。

これに対して沼津市議会は、被処分者（江本浩二議員）に対して、今日に至るまで一切の謝罪をしていない。そればかりか、江本浩二議員の懲罰を検証する特別委員会まで設けて検証をしてもなお、議会が行なった違法（不適法）な処分を認めていない。

よって、静岡県による審決の結果に基づく沼津市議会の適切な処置を求める申し入れを行う。

求める適切な処置（申し入れ事項）

1. 誤った処分を行なった沼津市議会は、被処分者に対して謝罪し、市民に広く告知する
2. 誤った処分を行なったことを反省する
3. 将来的にこのような不適切な処分を行わないことを期して、①原因（背景）を詳細に調査する ②調査結果に基づき沼津市議会の運営を見直し改善する ③1. 2. 3.を広く市民に告知する

付言

本申し入れは、本年3月16日に行なった市民による懲罰等検証集会を経て多くの市民の賛同を得て行うものである。市民検証集会は、地方議会の懲罰等を長年研究し数多くの論文を著している南山大学教授榎原秀訓氏、弁護士萩原繁之氏、懲罰処分撤回のために審決や裁判を行なってきた多数の地方議員を識者として招いたものである。本要望書に連名しているのは検証集会の参加者を中心に、その趣旨に賛同する者である。